

若者世帯の移住・定住を支援します

富士見台分譲地 申込者募集！！



町では、本町へ居住するために住宅用地を必要としている若者世帯に対し、移住・定住の促進及び子育て支援をするため、通常の方譲価格より安価な宅地分譲地を万沢中学校グラウンド跡地を活用し整備いたしました。このほど区画等が確定しましたので、3月1日より申込みを受付けいたします。

★ 若者世帯定住支援奨励金の支給を併せると、最終的な分譲価格は半額で購入したことになり、大変お得です。是非、この機会に本町への移住・定住をご検討ください。

申込対象者

中学生以下の子どもを持つ家庭。又は、子どもがいない家庭は、夫婦いずれかの年齢が 35 歳に達していない家庭で、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 夫婦共にあるいは夫婦いずれかが 1 年以上、本町の住民でない方。
- ・ 町内者同士で 5 年以内に結婚し、新生活を始められた方。又は、6 ヶ月以内に婚姻予定の方。
- ・ グリーンハイツ富士見へ入居している方。

申込資格

申込者は、次の全ての資格を備えていることが必要となります。

1. 申込者自らの住宅を建築するために住宅用地を必要としている。
2. 分譲地に住民票を移すことを確約する。
3. 取得後 3 年以内に住宅を建築し、居住することができる。
4. 税金等を滞納していない。
5. 暴力団関係者等に該当しない。また、暴力的不法行為及び公序良俗に反する行為を行わない。
6. 富士見区の区民として地域の活動に積極的に参加する意志を有する。

必要書類

1. 宅地分譲申込書
2. 居住予定者全員の住民票
3. 居住予定者全員（中学生、高校生を除く満 15 歳以上の方）の納税証明書（3 年分）又は町税等完納証明書



旧万沢中学校体育館より

申込方法等

第一次募集期間：平成 29 年 3 月 1 日(水)～平成 29 年 4 月 28 日(金)

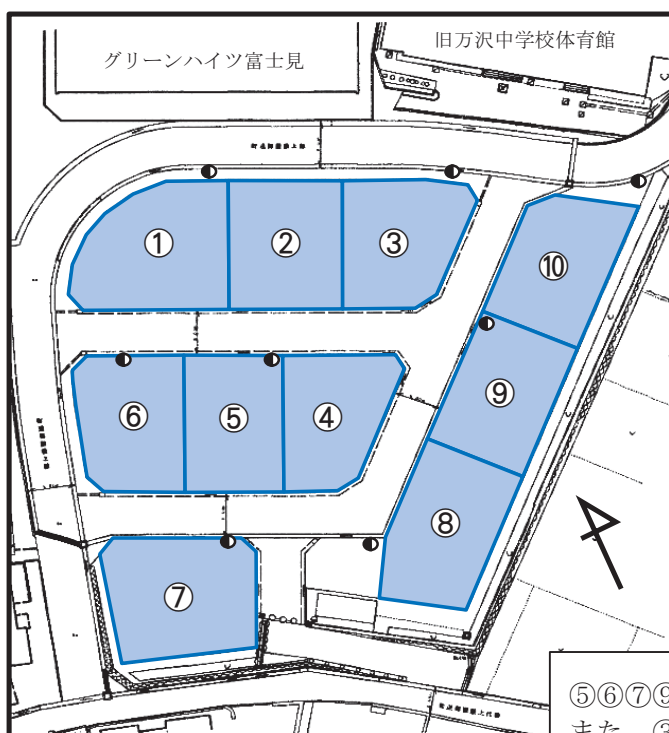
(※第一次募集期間内は先着順ではありません)

必要書類を必ず本人又は家族の方が役場本庁舎 2 階企画課へ持参して下さい。

注意事項

1. 申込み区画は、1 世帯 1 区画とし、区画ごとに受付けをいたします。同一区画に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定をいたします。
2. 第 2 希望欄（任意）の取扱いは、上記の抽選に漏れた方で、第 2 希望欄に記入がある方は希望区画が空いている場合は、その区画を決定いたしますが、上記と同じく同一区画へ複数の第 2 希望者がいる場合は抽選のうえ決定をいたします。
3. 申込みの際は、区画の状況（電柱・支線の位置変更は不可）、境界（鋸）を十分お確かめ下さい。

富士見台分譲地区区画図



区画	面積	販売価格
①	291.49m ²	4,242,000円
②	241.92m ²	3,592,000円
③	239.40m ²	3,483,000円
④	217.88m ²	3,106,000円
⑤	224.67m ²	3,336,000円
⑥	238.41m ²	3,540,000円
⑦	282.07m ²	4,188,000円
⑧	257.46m ²	3,823,000円
⑨	236.30m ²	3,509,000円
⑩	237.87m ²	3,532,000円

単価/m²：14,850 円

ただし、①、③、④の区画については、不整形地
補正率により調整後の販売価格となっております。

⑤⑥⑦⑨の区画は電柱及び支線（●）があります。
また、③④の区画は字界のため 2 筆の地番となります。

若者世帯定住支援奨励金

町が所有する宅地分譲地に永住する目的のため、自ら居住する住宅を建築し、住所を有する若者世帯へ奨励金を支給します。

交付対象世帯：町の分譲地を取得、住居を建築し居住後の申請時に中学生以下の子どもを持つ家庭。

又は、子どもがいない家庭は、夫婦いずれかの年齢が 35 歳に達していない家庭。

奨励金の額：分譲地を取得した価格に下記の区分に応じた割合を乗じて得た金額となります。

- ① 住宅を建築し居住後（30%）（千円未満切捨て）
- ② 居住した日から 5 年後（10%）
- ③ 居住した日から 10 年後（10%）

(※若者世帯定住支援奨励金は町が所有する全ての分譲地に適用いたします。)

申込み及びお問合せ先

南部町役場 企画課 ☎ 6 6 - 3 4 0 2（直通）

（詳細及び申込書の入手は南部町のホームページに掲載してありますのでご活用下さい。）